

平成26年第7回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成26年7月23日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 市役所8階第2会議室
- 3 出席委員 橋田委員長, 河村委員, 小葉松委員, 佐藤委員, 山本委員
- 4 欠席委員
- 5 事務局 政田生涯学習部長, 小山学校教育部長, 平井生涯学習部次長,
對馬生涯学習部次長, 阿部管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
 - 日程第1 議案第1号 函館市立学校管理規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて
 - 日程第2 議案第2号 函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し, 議決を求めることについて
 - 日程第3 議案第3号 函館市社会教育委員の解任に関し, 議決を求めることについて
 - 議案第4号 函館市社会教育委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
 - 日程第4 議案第5号 函館市学校教育審議会委員の解任に関し, 議決を求めることについて
 - 議案第6号 函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
 - 日程第5 議案第7号 平成27年度使用中学校用教科用図書採択に関し, 議決を求めることについて
 - 議案第8号 平成27年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に関し, 議決を求めることについて
 - 日程第6 議案第9号 平成27年度使用小学校用教科用図書採択に関し, 議決を求めることについて
 - 日程第7 議案第10号 平成27年度使用高等学校用教科用図書採択に関し, 議決を求めることについて
 - 日程第8 報告事項 ・教職員の懲戒処分内申の結果について

■橋田委員長

○ 開会宣言 午後1時30分

○ 議事録署名人に, 河村委員, 小葉松委員を選任。

- 本日の日程のうち、日程第5，議案第7号「平成27年度使用中学校用教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」から日程第8，報告事項「教職員の懲戒処分内申の結果について」までを「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので、秘密会とさせていただく。
- それでは、日程第1，議案第1号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第1号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、幼稚園、小学校、中学校および高等学校の準教科書等の選定に関わる規定ならびに職務専念義務の免除の承認に関わる規定を整備しようとするものである。
- 改正の内容については、第28条の規定であるが、現行では、高等学校において使用する教科書は「校長が採択する」としていたが、来年度から使用する教科書を教育委員会が採択しようとするものである。
- また、幼稚園において使用する教材と小学校、中学校および高等学校において使用する準教科書や教材については、園長または校長が選定しようとするものである。
- 次に、下段の第43条第2項であるが、現行の規定では、職務専念義務免除の承認については、これまでも道教委の規定に準じており、教育長が行うこととしていたもののうち、教職員が教育関係団体の業務に従事する場合の取り扱いについて整理がなされ、一定の要件を満たすものについては、その承認を、校長の判断でできるものとしたことから、道教委の規定と同様に改正しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第1号について何かあるか。

■佐藤委員

- 準教科書については、校長が選定するとあるが、教科書の採択については記述されているのか。

■学校教育部長

- 義務教育についての教科書の採択については規則では規定されておらず、高等学校だけが規定されていたが、今回、高等学校もそろえる形で削除している。

■橋田委員長

- 職務専念義務免除の承認について、校長の判断で承認できるものとは、具体的にどの程度のものなのか。

■学校教育部長

- PTAに関わる業務や校長会や教頭会に関わる業務が含まれてくると考えている。

■橋田委員長

- 議案第1号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第2，議案第2号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求

めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第2号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、函館市立学校管理規則の一部改正に伴う規定の整備等をしようとするものである。
- 改正の内容については、議案第1号の改正に伴い、引用している管理規則の条項が繰り上がったため、それによる条項を改めようとするほか、校外研修処理簿の様式を一部改めようとするものである。
- なお、この訓令の施行期日は、公布の日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第2号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第3、議案第3号「函館市社会教育委員の解任に関し、議決を求めることについて」および議案第4号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第3号および議案第4号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第3号「函館市社会教育委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、現委員 佐藤愛彦氏を、平成26年7月23日をもって解任しようとするものである。
- 次に、議案第4号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解任委員の後任として、宍戸仁明氏を、平成26年7月23日から前任者の残任期間である平成28年3月10日まで委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第3号および議案第4号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、議案第5号「函館市学校教育審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」および議案第6号「函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第5号および議案第6号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第5号「函館市学校教育審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、現委員 伊藤正則氏を、平成26年7月23日をもって解任しようとするものである。
- 次に、議案第6号「函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解任委員の後任として、阿部義一氏を、平成26年7月23日から前任者の残任期間である平成27年8月31日まで委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第5号および議案第6号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第5、議案第7号「平成27年度使用中学校用教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」および議案第8号「平成27年度使用学校教育法附則第9条に規

定する教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第7号については、現行と同じ教科書を採択し、議案第8号については、別添「採択参考資料」に記載されているすべての一般図書を採択する。
- 次に、日程第6、議案第9号であるが、ここで、函館市小学校用教科用図書選定委員会の委員長、副委員長の出席を求める。
- それでは、議案第9号「平成27年度使用小学校用教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 以上で、議案第9号の採択を終了する。
- 次に、日程第7、議案第10号「平成27年度使用高等学校用教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第10号については、選定したすべての教科書を採択する。
- 次に、日程第8、報告事項「教職員の懲戒処分内申の結果について」報告を求める。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 報告事項については、これで終了する。

■終了宣言

- 午後3時50分

議事録署名人 河村 祥史

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 水山 学